

菊陽町特産焼酎「酔紅」よいべに 6月から限定発売

菊陽町商工会にんじん焼酎部会 ☎(232) 8690

平成22年4月から本格的に販売を開始したにんじん焼酎「酔紅」は、菊陽町の特産である
甘いにんじんを使用したフルーティーな焼酎です。

今年も昨年と引き続き、町と姉妹
盟約都市である鹿児島県屋久島町の
焼酎「三岳(みたけ)」とのセット販
売を行います。

さらに今年は、にんじん焼酎「酔
紅」に付いている応募券で応募する
と、抽選で40人に菊陽町の特産品
セット(約3,000円相当)をプレゼン
トするキャンペーンも実施します。

なお、平成25年度は6月9日(日)
からの販売を予定しています。

■にんじん焼酎「酔紅」の事前注文・販売店

販売店	地区	電話番号	電話での 予約販売可
はなや酒米店	花立	☎(339)7791	
(有)いしい酒店	武蔵ヶ丘	☎(338)7222	
西田商店	武蔵ヶ丘	☎(338)0600	
(有)たわらや酒店	三里木	☎(232)3138	
坂本商店	新町	☎(232)2670	
(有)さんふれあ	原水	☎(232)8690	
合志酒店	馬場	☎(232)4127	
藤本酒店	久保田	☎(232)2510	
古荘酒店	入道水	☎(232)9110	
サザンクロス	南方	☎(232)9345	店頭予約・ 販売のみ
イオン九州(株)イオン菊陽店	三里木	—	
ゆめタウン光の森	光の森	酔紅のみの販売	

■価格

- ①「酔紅」 1本(720ml 25度)

1,000本限定 1,200円(税込)
※化粧箱付き 1,300円(税込)
- ③三岳と酔紅の2本セット
+オリジナルグラス2個付き

960セット限定 3,000円(税込)

- ②「酔紅」 2本セット(化粧箱付き)
+オリジナルグラス1個付き 3,000円(税込)

※三岳(900ml 25度)のみの販売はしていません。



「クールビズ実施中」ご理解とご協力をお願いします

☎ 総務課・財政課 ☎(232) 2111

町は、5月1日(水)から10月31日(木)までの期間、
地球温暖化と夏場の電力不足へ対応するため、「クール
ビズ」を実施しています。冷房の温度を28℃に設定し、
執務中は上着やネクタイの着用をなるべくしないエコス

タイルを推奨しています。また、必要に応じて照明の消
灯なども行っています。

町民の皆さんには、この取り組みにご理解いただくと
ともに、「節電」へのご協力をお願いします。

こんなときは、届け出が必要です

☎ 町民課 年金係 ☎(232) 4914
☎ 熊本西年金事務所 ☎(355) 3261

就職や転職、結婚、退職などにより国民年金の加入の仕方が変わります。届け出の内容により、
届け出先が異なりますのでご注意ください。届け出に必要な添付書類については、届け出先
にお尋ねください。

こんなとき	どうする	届け出先
20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民 年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市区町村
		第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様の手続き)	市区町村
結婚や退職等で配偶者(第2号被保険 者)の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続き をする	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養からは ずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ の種別変更の手続きをする	市区町村
配偶者(第2号被保険者)が会社を変 わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続き をする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市区町村
		第3号被保険者→配偶者の勤務先
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する	銀行・郵便局など取扱金融機関・年金事務 所・市区町村
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所・市区町村
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする	市区町村
30歳未満で保険料を納めるのが困難 なとき	若年者納付猶予の申請をする	市区町村
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	市区町村
65歳になったとき	老齢基礎年金の受給手続きをする	第1号被保険者期間のみ→市区町
		第3号被保険者期間を含む→年金事務所
障がいになったとき	障害基礎年金の受給手続きをする	初診日に第1号被保険者→市区町村
		初診日に第3号被保険者→年金事務所
		20歳前に障がいになった場合→市区町村
加入中に死亡したとき	国民年金加入中→遺族基礎年金・寡婦 年金・死亡一時金の請求	市区町村
定額以上の保険料を納めたいとき	付加保険料の手続きをする	市区町村
	国民年金基金に加入する	国民年金基金 ☎0120(65) 4192
受給資格期間(原則として25年)を満 たしていない、満額に近づけたい、海 外に在住しているとき	任意加入の手続きをする	年金事務所 市区町村

- *第1号被保険者 自営業、農林漁業、アルバイト、無職の人、学生などで20歳以上60歳未満の人
*第2号被保険者 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の人
*第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者